

各共済のガバナンス等について

第4回年金積立金の管理運用に係る法人のガバナンスの在り方検討作業班
平成26年11月25日

資料5

名称	国家公務員共済組合連合会	地方公務員共済組合連合会	日本私立学校振興・共済事業団
運用の基本的な方針	連合会の積立金等の運用は、積立金等が将来の年金給付の貴重な財源であることから、国家公務員共済組合法上の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員の利益のために、長期的な観点に立って、安全かつ効率的に行わなければならない。(積立金等の運用の基本方針)	連合会の長期給付積立金は、長期給付に充てるための貴重な財源であることから、長期的な観点に立って、安全かつ効率的な方法により運用するものとする。(長期給付積立金に関する基本運用方針)	長期的な観点に立って、安全かつ効率的な方法により運用するものとする。(長期勘定の積立金等の運用に関する基本方針)
意思決定機関	<p>【理事会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長、理事長が任命した理事(常勤6名、非常勤4名)で構成(財務大臣が任命した監事(常勤2名)、理事長が任命した監事(非常勤1名)が同席) ・理事長は、財務大臣の任命による。 <p>【運営審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営審議会の委員は、理事長が組合員のうちから任命する。 ・委員は、組合及び連合会の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから任命する。 ・委員の定数は16人以内であり、半数は、組合員を代表するものでなければならない。 	<p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長、理事長が任命した理事(常勤2名、非常勤6名)、総務大臣が任命した監事(常勤1名、非常勤2名) ・理事長は、総務大臣の任命による。 <p>【役員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長、理事及び監事で構成。 <p>【運営審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員は、組合、市町村連合会及び地方公務員共済組合連合会の業務に関する事項について広い知識を有する者のうちから総務大臣が任命する。 ・委員の定数は22人以内であり、半数は、組合員を代表する者でなければならない。 	<p>【理事会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長、理事長が任命した理事(常勤5名、非常勤4名)で構成(文部科学大臣が任命した監事(常勤・非常勤各1名)及び理事長が委嘱した参与(常勤1名)が同席) ・理事長は、文部科学大臣の任命による。 <p>【執行役員会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員は、常勤理事、監事及び参与。 <p>【共済運営委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員は、加入者、学校法人等の役員及び学識経験者のうちから、文部科学大臣が委嘱する。 ・委員の定数は21人以内であり、それぞれ7名以内の委員で構成。
業務(運用を含む)の重要事項等の決定	業務の重要事項等は、理事会に付議し、運営審議会の議を経て、理事長が決定	業務の重要事項等は、役員会及び運営審議会の議を経て、理事長が決定	業務の重要事項等は、執行役員会議、共済運営委員会及び理事会の議を経て、理事長が決定
運用の基本事項等の検討機関	理事長の諮問機関として外部有識者(4名)で構成される資産運用委員会を設置	理事長の諮問機関として外部有識者(6名)で構成される資金運用基本問題研究会を設置	理事長の諮問機関として共済運営委員会の委員(2名)と外部有識者(3名)で構成される資産運用検討委員会を設置
日常執行業務	理事長が運用担当理事を任命し、その下で運用を実施	運用担当理事が理事長を補佐し、運用を実施するとともに、資金運用に係る重要事項については資産運用委員会で審議	理事長が運用担当理事を任命し、その下に設置した資産運用部会での調整を図りつつ運用を実施
資金規模	約7.6兆円 (平成26年3月末)	約18.9兆円 (平成26年3月末)	約3.8兆円 (平成26年3月末)
職員数	本部職員数 335人(うち資産運用担当18名) (平成26年10月31日現在)	職員数 56名(うち資産運用担当22名) (平成26年10月31日現在)	本部職員数 340名(うち資産運用担当7名) (平成26年4月1日現在)